

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第125号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年2月28日 11時00分ごろ	
発生場所	広島県呉市安浦漁港 (概位 北緯34°17' 東経132°45')	
事故等調査の経過	平成23年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 むづき丸、19トン 235-29129広島、個人所有 B 台船（船名不詳）、不明	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部に損傷 B 不明 岸壁 なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約1.0m、船尾約2.6mの喫水で鉄板約350tを積載したB船をえい航してA船引船列を構成し、安浦漁港内の岸壁に約4ノットの速力で手動操舵により接近中、西方からの強風により圧流され、平成23年2月28日11時00分ごろA船が岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし あり A船引船列は安浦漁港内の岸壁に接近中、西方からの風により圧流されたことから、A船が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が安浦漁港内の岸壁に接近中、西方からの風により圧流されたため、A船が岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、低速で航行中は引船列が風による影響を受けやすいことを考慮して操船すること。	